平成22年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会 議事録

1 日時

平成23年2月8日(火) 14:00~

2 場所

小倉リーセントホテル「ガーデンホール」 (北九州市小倉北区大手町1-1-17)

- 3 出席者
 - (1)委員

公益代表 髙向部会長、尾倉委員、男澤委員、野田委員、田中委員 労働者代表 松永委員、法本委員、冨吉委員、服部委員、津々見委員 使用者代表 青山委員、村本委員、岡部委員、都築委員、米田委員 専門委員 澤山九州運輸局次長(代理 宮尾港運課長) 中富北九州市港湾空港局長(代理 金川港営担当部長) 梅野下関市港湾局長

(2) 事務局

福岡労働局

和田職業対策課長、安河内職業対策課長補佐、井邊雇用指導係長

山口労働局

礒部職業対策課長、瀬田高齢・障害者雇用対策係長

4 議題

- (1) 議事録署名委員の指名について
- (2) 港湾雇用安定等計画の施行状況について
- (3) その他

井邊雇用指導係長

定刻になりましたので、ただいまから平成22年度福岡地方労働審議会関門 港湾労働部会を開会させていただきます。

私は議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます福岡労働局職業安 定部職業対策課雇用指導係長の井邊と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議におきましては、現在公益代表委員が5名、労働者代表委員が5名、使用者代表委員が5名、合計15名の委員の方に出席いただいております。

これは、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会運営規定第7条において定められております部会の成立要件であります、委員及び臨時委員の3分の2以上の出席及び労働者代表、使用者代表及び公益代表の各委員・臨時委員の各3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。

また、専門委員といたしまして、3名の委員の方に出席いただいているところであります。

議事に入ります前に、当部会の運営に関しまして御説明をさせていただきます。

当部会は公開の会議となっております。そのため、当部会は傍聴出来ることとなっており、その議事録等も公開の対象となっております、

そのため、議事録については、発言者の名前を含み当局HPに公開すること としておりますので、あらかじめ御了承いただきますよう、よろしくお願い申 し上げます。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

まず、福岡労働局職業安定部長の鈴木が委員の皆様にご挨拶申し上げるところですが、本日、急に発熱いたしまして、インフルエンザの疑いもあることから急遽欠席とさせていただいております。申し訳ありませんがご了承の程よろしくお願いいたします。

部長の鈴木に代わりまして、福岡労働局職業安定部職業対策課長の和田が委員の皆様に御挨拶申し上げます。

和田職業対策課長

福岡労働局職業安定部職業対策課長の和田でございます。

本日は、部長が急な発熱のために会議に出席できないこととなりまして、私のほうから御挨拶申し上げます。皆様、大変お忙しい中、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、当部会の各委員をはじめ関係者の方々におかれましては、関門港における港湾労働行政の運営につきまして、日頃から特段の御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、最近の景気動向でありますが、政府の1月の月例経済報告によりますと、『景気は足踏み状態にあり、一部に持ち直しに向けた動きが見られるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるということで、若干一部の数値に改善の兆しが覗えるものの、全体としてはまだ厳しい状況が続いているという状況でございます。先行き不透明な状況もあり、引続き厳しい状況が今後とも続くのではないかと予測をしているところでございます。

雇用失業情勢につきましては、全国の12月の完全失業率が4.9%と前月に比べ0.3ポイント改善、完全失業者数については、前月から20万人減の298万人となっております。

また、全国の12月の有効求人倍率につきましては、0.57倍と前月と変わらず、福岡県につきましては、0.53倍と前月を0.01ポイント上回り、4ケ月連続で上昇しております。

こうした状況の中、港湾労働対策につきましては、港湾労働法に基づき、平成21年4月に新たに施行された「港湾雇用安定等計画」により、港湾の雇用秩序の維持や依然として残る波動性への対応等、関係者の皆様の協力を賜りながら各種対策を進めているところでございます。

本日の関門港湾労働部会では、港湾雇用安定等計画の平成21年度及び平成22年度における施行状況等について説明を行う予定であります。

関門港の現状や課題等について、委員の方々から忌憚のない御意見を賜りまして、この部会を充実したものにして参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

井邊雇用指導係長

続きまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

皆様のお手元にお配りしております資料の1ページ、名簿を付けておりますので、そちらを御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、名簿順にそって御紹介を申し上げます。

私の方でお名前をお呼びいたしますので、委員のみなさま御面倒ですがその 場で御起立をお願いいたします。

はじめに、公益代表の髙向委員でございます。

高向委員

高向でございます。

井邊雇用指導係長

同じく尾倉委員でございます。

尾倉委員

尾倉です。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

同じく男澤委員でございます。

男澤委員

男澤です。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

同じく野田委員でございます。

野田委員

野田でございます。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

同じく田中委員でございます。

田中委員

田中でございます。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

続きまして、労働者代表の 松永委員でございます。

松永委員

松永です。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

同じく法本委員でございます。

法本委員

法本です。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

同じく服部委員でございます。

服部委員

服部でございます。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

同じく富吉委員でございます。

富吉委員

富吉でございます。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

同じく津々見委員でございます。

新井委員

津々見です。よろしくお願いします。

井邊雇用指導係長

続きまして、使用者代表の青山委員でございます。

青山委員

青山でございます。よろしくお願いします。

井邊雇用指導係長

同じく村本委員でございます。

村本委員

村本でございます。よろしくお願いします。

井邊雇用指導係長

同じく岡部委員でございます。

岡部委員

岡部です。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

同じく都築委員でございます。

都築委員

都築でございます。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

同じく米田委員でございます。

米田委員

米田でございます。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

続きまして、専門委員といたしまして、九州運輸局の澤山委員ですが、2月 1日付け人事異動されておりまして、後任には安藤次長が委員として就任いた だくようになっているところですが、委嘱の手続き等間に合わなかったため、 委員名簿の修正ができていないことをご了承願います。

また、本日は所用により欠席されておりまして、代理といたしまして、海事 振興部港運課 宮尾課長にご出席いただいております。

宮尾海事振興部港運課長

宮尾でございます。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

続きまして北九州市港湾空港局の中富委員ですが、本日は所用により欠席されております。代理といたしまして、金川港営部長にご出席いただいております。

金川港営担当部長

金川でございます。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

続きまして下関市港湾空港局の梅野委員でございます。

梅野

港湾局梅野でございます。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

続きまして、事務局を御紹介させていただきます。 福岡労働局職業安定部 和田職業対策課長でございます。

和田職業対策課長

和田でございます。よろしくお願いいたします。

井邊雇用指導係長

山口労働局職業安定部 礒部職業対策課長でございます。

礒部職業対策課長

礒部でございます。よろしくお願いいたします。。

井邊雇用指導係長

続きまして、次第の4、部会長挨拶です。 高向部会長より御挨拶をお願いいたします。

高向部会長

関門港湾労働部会長の髙向でございます。

部会委員の皆様方並びに関係者の方々におかれましては、御多忙のところ、本日の部会に御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、港湾労働及び港湾運送事業を取り巻く環境については、皆様御承知のとおり、荷役作業の近代的荷役の進展、港湾運送事業の規制改革、港湾労働者派遣事業の導入等大きく変化しているところであります。このような中で、港湾労働における雇用秩序を維持したうえで、港湾労働の抱える諸問題を解決していくためには、「港湾労働法」、「港湾雇用安定等計画」に基づく港湾労働対策を確実に推進していくことが重要であります。

本日は、港湾雇用安定等計画の進捗状況について事務局から説明いただき、その後皆様方の御意見、ご質問を頂戴したいと考えております。

皆様方の御配意により部会の議事が円滑に行われますようお願いいたしまし

て、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

井邊雇用指導係長

それでは、これより議事に入ります。髙向部会長、進行をよろしくお願いい たします。

高向部会長

議事に入ります前に、本日の部会の傍聴希望者が7名おられますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

高向部会長

御了解いただきありがとうございます。それでは、議事に入りたいと存じます。議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。まず、議題の(1)「議事録署名委員の指名」でございますが、運営規定の第6条に「部会の議事録については部会長及び部会長の指名した委員及び臨時委員2名が署名するものとする」とございますので、私の他委員2名を指名させていただきます。

つきましては、労働者代表の松永委員と使用者代表の青山委員にお願いした いと存じますがいかがでしょうか。

【異議なし】

高向部会長

ご承認いただきありがとうございます。

では承認を受けましたので、松永委員、青山委員、何卒よろしくお願いいたします。

つづきまして、議題2の港湾雇用安定等計画の施行状況について事務局より ご説明をお願いします。

安河内職業対策課長補佐

福岡労働局職業安定部職業対策課課長補佐をしております、安河内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議題2港湾雇用安定等計画の施行状況について、関門港における港湾労働の実態について及び関門港における雇用秩序維持関係の取組について御説明申し上げます。港湾雇用安定等計画については、平成21年から平成25年までの5年間の新たな計画が示され

ているところです。今回は平成21年度及び平成22年度11月までにおける 港湾雇用安定等計画に基づく施行状況について御説明します。

お手元の資料12ページをご覧いただけますでしょうか。港湾労働関係適用 事業所の状況をまとめた表であります。これは平成22年12月末現在の関門 港における事業免許ごとの適用事業所数を計上したものであります。

門司港、小倉港、若松港、戸畑港、八幡港の北九州港で事業免許数は125 件、実事業所数は68事業所となっており、下関港で事業免許数は29件、実 事業所数は14事業所、関門港全体で事業免許数は154件、実事業所数は8 2事業所となっております。

次に13ページを御覧ください。港湾労働者派遣事業許可事業所の状況でございます。門司港、小倉港、若松港、戸畑港、八幡港の北九州港で事業免許数は36件、実事業所数は33事業所となっており、下関港で事業免許数は1件、実事業所数は1事業所、関門港全体で事業免許数は37件、実事業所数は34事業所となっております。

次に14ページをお願いいたします。「関門港における港湾労働者就労状況」について御説明いたします。各港ごとの企業常用、派遣労働者及び日雇労働者の就労延べ数について、上から平成17年度~平成21年度については各年度の平均値を、平成22年度については、4月から11月までの平均値を計上し、また、その下段には平成21年度については各月ごと、平成22年度については11月までの状況を計上しております。企業常用の港湾労働者の平均就労延数についてでございますが、平成20年度平均と平成21年度平均値を各港ごとに比較すると、下関港はマイナス247、司港はマイナス252、小倉港はプラス1、700、若松港はマイナス714、戸畑港はプラス90、八幡港はマイナス197、関門港全体では、プラス380、0.8パーセントの増加となっております。

また、平成21年度平均と平成22年度11月までの平均値を各港ごとに比較すると、下関港はマイナス17、門司港はマイナス70、小倉港はマイナス2192、若松港はプラス196、戸畑港はプラス103、八幡港はプラス262、関門港全体では、小倉港の就労延べ数の減少が影響し、マイナス1718、3,8パーセントの減少と平成20年度と平成21年度の企業常用の港湾労働者の平均就労延数の比較では平成21年度に微増していたものが今年度は前年度より若干減少しているところでございます。

続きまして、派遣労働者の平均就労延数について御説明いたします。見方は 先ほどと同じでございます。平成20年度平均と平成21年度平均値を各港ご とに比較すると、下関港はマイナス2、門司港はプラス20、倉港はマイナス 3、若松港はプラス10、戸畑港はプラス、マイナス0、八幡港はマイナス2 3、関門港全体では、プラス3、0.7パーセントの増加とほぼ平成20年度 と同数になっております。

また平成21年度平均と平成22年度11月までの平均値を各港ごとに比較すると、下関港はプラス、マイナス0、門司港はプラス24、倉港はマイナス13、若松港はプラス16、戸畑港はプラス、マイナス0、八幡港はプラス28、関門港全体では、プラス54、13.6%の増加となっておりまして、派遣労働者の平均就労延数は、ここ2年度において増加しているところでございます。

続きまして、日雇労働者の平均就労延数についてでございますが平成20年度平均と平成21年度平均値を各港ごとに比較してご説明しますと、下関港はマイナス107、門司港はマイナス259、小倉港はマイナス18、若松港はマイナス91、戸畑港はプラス、マイナス0、八幡港はプラス11、関門港全体では、マイナス464、32.0%の減少となっております。

また平成21年度平均と平成22年度11月までの平均値を各港ごとに比較しますと、下関港はプラス131、門司港はプラス83、小倉港はプラス9、若松港はプラス45、戸畑港はプラス、マイナス0、八幡港はマイナス47、関門港全体では、プラス221、22.4%の増加となっております。

日雇労働者の就労延数におきましては、平成20年度と平成21年度の比較において大きく減少していたものが、平成21年度と本年度11月までの比較におきましては、増加に転じているところでございます。

以上、関門港における港湾労働者就労状況をみますと今年度11月までの状況 ではございますが、前年度と比べ就労延数が若干減少しており、その減少分が 企業常用労働者の就労延数の減となっているところでございます。

次の15ページをご覧ください。各年度ごとの関門港全体の平均就労延数をグラフで表したものですが、全体的に見て平成19年度までは緩やかに増加していたところですが、平成20年度から若干減少、平成22年度11月末までの数値は、ほぼ平成17年度と同等の数値まで減少している状況です。

次に16ページをご覧ください。港湾労働者就労状況のうち、日雇労働者について計上しております。各港別の平成20年度平均と平成21年度平均値についてご説明しますと、下関港はマイナス107、門司港はマイナス260、小倉港はマイナス18、若松港はマイナス97、八幡港はプラス15、戸畑港は0となっております。

次の17ページをご覧ください。

各年度ごとの平均就労延数をグラフで表したものですが、平成20年度までは増加傾向にありましたが、平成21年度に急激に落ち込み、平成22年度については若干回復している状況であります。

次に18ページをご覧ください。平成21年度「常用港湾労働者就労状況調」でございます。常時港湾労働業務に従事する労働者の就労実人員、就労延べ数、平均就労日数を掲載しています。平成16年度から平成20年度は各年度別の月平均を、平成21年度は各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。

19ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたものであります。 平成21年度の平均就労日数を、平成20年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均18.7日で前年度の18.2日と比べると0.5日増加しております。小倉港は17.3日で前年度と比べると2.1日増加しております。若松港は12.2日で前年度と比べると0.9日減少しております。戸畑港は17.5日で前年度と比べると1.4日減少しております。八幡港は13.4日で前年度と比べると0.7日減少しております。北九州港では15.5日で前年度と比べ0.1日増加しております。

19ページに移りまして下関港は17.8日で前年度と比べると0.6日減少しております。関門港全体でみると平均就労日数は15.8日で平成20年度の平均就労日数15.8日と同数値となっています。

次に20ページをご覧ください。こちらは平成22年11月までの常用港湾 労働者就労状況調でございます。先ほどと同様に、常時港湾労働業務に従事する労働者の就労実人員、就労延べ数、平均就労日数を掲載しています。平成16年度から平成21年度は各年度別の月平均を、平成22年度は11月までの各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。21ページは同

様に下関港、関門港全体について表にしたものであります。

平成22年度の平均就労日数を、平成21年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均18.9日で前年度の18.7日と比べると0.2日増加しております。小倉港は14.0日で前年度と比べると3.3日減少しております。若松港は12.7日で前年度と比べると0.5日増加しております。戸畑港は19.0日で前年度と比べると1.5日増加しております。八幡港は13.8日で前年度と比べると0.4日増加しております。北九州港では15.2日で前年度と比べ0.3日減少しております。21ページに移りまして、下関港は18.3日で前年度と比べると0.5日増加しております。関門港全体でみると平均就労日数は15.5日で平成21年度の平均就労日数と比較すると0.3日と減少となっています。

次に22ページをご覧下さい。常用港湾労働者数の推移でございます。

常用港湾労働者数の推移につきましては、平成16年度から21年度までは、各年度末現在の港湾労働者証所持者数を、平成22年度は11月末時点までの数を計上しております。この説明に入ります前に、参考資料の4ページ港湾労働者数の一覧をご覧いただきたいと思います。六大港の常用港湾労働者数の一覧でございます。東京港、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門と常用港湾労働者数が示されておりますが、六大港全体で約30,000人の港湾労働者の方がいらっしゃいますが、そのうち関門港は1割を占めている状況でございます。

それでは、22ページに戻っていただいて、平成20年度末と平成21年度末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,373人から3,303人となっており、マイナス70人、率にして2.1%の減少となっていましたが、平成21年度末と平成22年11月末の数字を比較しますとプラス56人、率にして1.6%の増加となっています。各港別に平成21年度末と平成22年11月末を比較してみますと、門司港はプラス23人、小倉港はプラス4人、若松港はプラス11人、戸畑港は増減なし、八幡港はプラス8人、下関港はプラス10人となっております。また、常用港湾労働者数の横の()に派遣対象労働者数を内数で計上しております。

次に、常用港湾労働者数と同様に派遣対象労働者数を平成20年度末と平成21年度末の数で比較してみますと、関門港全体ではプラス26人で2.6%増加しており、平成21年度末と平成22年11月末を比較しますと、マイナス8人で0.7%減少となっております。各港別に平成21年度末と平成22年11月末を比較してみますと門司港は増減なし、小倉港はマイナス25

人 、若松港はマイナス8人、戸畑港はマイナス3人、八幡港はプラス28人、 下関港は増減なしとなっております。

23ページ左側に関門港全体の常用港湾労働者数の推移を平成16~21年 度は年度ごと、平成22年度は月ごとに棒グラフにしたものを、右側には平成 22年11月末現在の関門港全体に対する各港の常用労働者数の割合を円グラ フにしたものを載せています。参考までに後ほどご覧ください。

24ページから25ページにつきましては、港湾労働者派遣状況一覧となっております。24ページは平成21年度、25ページは平成22年度について派遣締結数及び日雇労働者雇用数をそれぞれ計上しております。また、日雇い労働者雇用数については、安定所紹介と直接雇用に分けて各港別に計上しております。なお、港別の項目のなかに、洞海港とありますが、これは若松港、八幡港、戸畑港の3港をまとめたものとなっております。

24ページに戻りまして御説明いたします。関門港全体の派遣締結数については先程14ページにてご説明いたしました派遣労働者の就労延数と同じでありますので、各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては平成20年度は3,067、平成21年度は3,288となっており、差し引きプラス221、小倉港におきましては、平成20年度は1,213、平成21年度は1,178となっており、差し引きマイナス35、洞海港におきましては、平成20年度は437、平成21年度は299となっており、差し引きマイナス138、下関港におきましては、平成20年度は20、平成21年度は0となっており、差し引きマイナス20となっております。

25ページをご覧ください。平成22年度の派遣状況について4月~11月の状況を計上しております。最下段の平成21年度11月末時点の合計と平成22年度11月末時点の合計を先ほどと同様に各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、再下段になりますが、平成21年度2, 165、平成22年度2, 386となっており、差し引きプラス221で、小倉港におきましては、平成21年度794、平成22年度677となっており、差し引きマイナス117、洞海港におきましては、平成21年度122、平成22年度545となっており、差し引きプラス423、下関港におきましては、平成21年度0、平成22年度0となっております。

センターに派遣のあっ旋を依頼しても、あっ旋ができない場合は例外とし、 日雇労働者を雇用することとなります。まず、安定所に日雇求人の申込みをし ていただき、安定所の紹介を受けることとなります。

25ページ右欄をご覧ください。

安定所の紹介数は、平成21年度1,128となっており、平成20年度の1,941よりマイナス813、41.8%の減少となっております。また、最下段の平成21年度11月末時点の安定所の紹介件数と平成22年度11月末時点の紹介件数をみてみますと、平成21年度11月末時点は717、平成22年度11月末時点は1002と285増加となっております。

安定所の紹介が不調になった場合、または、紹介対象者がいない場合は、安定所に所定の届出をしていただき、日雇労働者の雇用を例外的に認めております。表の一番右側、直接雇用数がその数になりますが、平成21年度は10,693となっており、平成20年度の15,825よりマイナス5,132、32.4%の減少となっております。

また、先ほどと同様に最下段の平成21年度11月末時点の直接雇用数と平成22年度11月末時点の直接雇用数をみてみますと、平成21年度11月末時点は6,920、平成22年度11月末時点は8,642と1,722増加しております。

27ページから32ページについては平成21年及び平成22年度11月までの各港及び各月ごとのセンターあっせん数、安定所紹介数、直接雇用数を掲載したものです。参考資料として添付しておりますので、後ほどご覧下さい。

派遣実績については、関係者の皆様の御協力により、一定の数字を残しているところでありますが、まだまだ十分な活用とまでには至っていない状況もありますので、引き続き港湾労働者派遣制度の活用について、御理解・御協力をお願いいたします。

次に33ページ、34ページに、平成21年度及び平成22年度11月までの港湾運送に係る荷役機械(小型フォークリフト)の借受状況をまとめたものを掲載しておりますのでご覧ください。関門港におきましては平成12年度以降人付きリースはなかったところですが、18年10月に1件発生しております。人付きリースについては、その作業の状況によっては、職業安定法又は労働者派遣法に違反すると考えられる等問題がある旨関係者に説明し、改善指導を行っております。その後、現在まで、関門港において人付きリースは発生しておりません。

続きまして、35ページから37ページは港湾労働雇用秩序関係資料となっております。35ページをご覧ください。1「立入検査、現場パトロールの実施状況」について、平成19年から平成22年12月末までを計上しております。この数字は主に現場パトロールの数となっており、平成21年の実施回数は、133回、実施事業所数は307事業所、平成22年の実施回数は190回、実施事業所数は495事業所となっており、現場査察に重点を置き取り組んでいるところでございます。

事業所訪問指導の実施状況につきましても同様に、平成19年から平成22年12月末までを計上しております。この数字は事業所訪問により事業所を指導した結果をあげております。平成21年は延べ32回、52事業所、平成22年は延べ19回、12事業所に対して行っております。3、「雇用管理者の選任届」の状況です。関門港におきましては、平成22年12月末現在82事業所100%の事業所に選任していただいております。

4 「雇用管理者研修等の開催状況」です。平成18年度から平成22年度を計上しております。毎年、年間2回開催しているところです。

続きまして、36ページをご覧ください。5「共同パトロールの実施状況」です。共同パトロールは年2回実施しており、平成21年度は7月16日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月24日に、平成22年度は9月16日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月25日に実施いたしました。内容でございますが、関門港港湾雇用秩序連絡会議委員及び関係行政職員等により各港運協会の協力を得まして、資料に挙げております各岸壁をパトロールしたところであります。37ページに移りまして、港湾労働法遵守強化旬間行事一覧です。平成21年度と平成22年度の旬間中に実施した行事等を掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

次に38ページ各会議開催状況であります。まず、福岡労働審議会関門港湾 労働部会でありますが、平成21年度につきましては、平成22年2月16日 に開催いたしました。次に、関門港港湾雇用秩序連絡会議でございますが、平 成21年度、「第40回」は平成21年6月9日に、「第41回」は平成21年 11月4日に実施しております。平成22年度についてですが、「第42回」を 平成22年11月11日に実施しております。

以上、「港湾雇用安定等計画の施行状況について」説明を終わらせていただきます。

高向部会長

只今の事務局からの説明について、ご意見ご質問ございませんか。

何かご意見ご質問ございませんか。ないようでございますが、次の議題に移 りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

高向部会長

議題(3) その他でございますが、特に議題等設けておりません。港湾労働対策に関するご意見御質問であれば何でも構いません。何か御意見等ございませんでしょうか。松永委員どうぞ。

松永委員

全港湾の松永です。

議第2において港湾労働の実態についての報告、関門港における雇用秩序に関する取り組みについてもお聞かせいただきました。人付リースの問題ですが、報告にあったように、ここ関門港においては実態がない、0件であるということをお聞きしております。しかしながら、東京、大阪においては、人付リースの実態があるという報告を受けております。流動的、一時的な荷役機械と労働力の不足によって、人付リースを入れざるを得ない状況にあると。ここ何年と人付リースをなくすようにということで六大港の中でやられてきたものと思います。貨物の流動性というのは、全国どこの港でも同じような現象だと我々は思っております。その中で関門港においては行政もそうですけど、事業者の順法精神により人付リースが存在しない状況であるが、六大港の中で、やっているところがあるということが、行政として全国的に見たときにどう考えているのかなと。全然進んでいない状況があると報告を受けていますので、中央に挙げるなりの対応をしていただきたいのが一点。

また、港湾法の一部改正見直しにより、六大港の港の格付けの変更がされると聞いております。聞くところによると京浜・阪神2港がもうワンランク上に、これは当然、港湾法ですので国交省の管轄となるのでしょうが、港労法の管轄である厚労省が、港の格付けが変わることにより、何か問題があるのかないのか、また、どういう内容で変わっていくのかということを緊急に調べる必要性があるのではないかと思います。それによっては、港湾安定等計画も5年スパンでの見直しではなく、国の行政の在り方が変わってきているので、3年等短い期間での早急な見直しが必要になってくるのではないか。意見要望として挙げておきたいと思います。以上です。

高向部会長

以上3点の御要望ですね。事務局お願いできますか。

安河内課長補佐

事務局のほうから回答いたします。

まず一点目、人付リースの問題について委員の御指摘にございましたように、 東京、横浜港において人付リースの問題が生じていると聞き及んでいるところ でございます。借受台数に対する運転手付台数の割合については事業所に対す る行政からの働きかけ等により減少傾向にあるようでございます。またそのた めに調査等行っていると聞いております。ただ、委員の御指摘のとおり関門港 はないからいいではなく、関門港におきましてもパトロール等によってチェッ クするとともに、また、御指摘があったことについては、本省のほうに伝えて まいりたいと思います。

港湾法の一部改正についてですが、私どもといたしましても、報道等により知る限りということがございまして、港の格付け等により労働者、港労法を取り巻く環境にどう関わってくるか等についてはまだまだ情報不足の点がございます。本日の御指摘を契機に情報収集を行いますとともに本省に伝えてまいりたいと思います。

また、港湾雇用安定等計画の件についても本省に要望として適切に伝えてまいります。以上でございます。

高向部会長

他に御意見等ございませんか。よろしいでしょうか。では、ないようでございますので、本日の部会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。